

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和2年2月25日認可した。

令和2年3月3日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名
高松市前田土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）谷堂池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）男井間6号堰地区
香川町南部土地改良区	単独市費補助土地改良事業（農道事業）国政農道地区
四箇池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）元山頭首工地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）神内上池地区